

ドイツのエネルギー政策(主に電力)の推移

2012.03.15 ドレスデン情報ファイル

年月日	電力市場の自由化	脱原発/再生可能エネルギーの促進
1990年	(EU 委員会が市場統合の一環として、電力市場の自由化の検討を開始)	再生可能エネルギーによる電力の公共電力網への フィードインに関する法律 小売価格に対する一定の割合(75~90%)での買取を義務づけ。(2005年までに温暖化ガスの30%削減を目指す)
1992年		地球サミット「アジェンダ21」
1994年		基本法に「持続性」の原則を盛り込み
1996年	EU 第1次指針 電力・ガス市場の段階的自由化による競争の促進(発電/送電部門の分離と送電網への自由なアクセス)	
1998年	ドイツ・エネルギー経済法改正 電力・ガス市場の完全自由化(送電網へのアクセスおよび使用料は契約制)	
2000年		原子力合意(稼働開始後30年あまりで停止)
2001年		再生可能エネルギー法 ①再生可能エネルギーの割合を2020年までに倍増 ②送電事業者に対する接続の義務づけ ③固定価格制 ④買い取り価格引き下げの事前公表 ⑤発電条件毎のきめ細かな買い取り価格 ⑥対象エネルギー種の拡大 ⑦容量制限の引き上げ ⑧買取費用の分担
2002年		ドイツの将来展望(Perspektiven fuer Detschland)策定
2003年	EU 第2次指針 アクセスの法制化、送電線使用料の規制、送電部門の切り離しと規制機関の設置(2007年7月1日までに電力・ガスの供給先の選択が自由に行えることとする。)	再生可能エネルギー法第1次改正 (電力多消費型企業に対する軽減措置)
2004年		再生可能エネルギー法関連諸権利見直しに関する法律 ①電力供給に占める割合を2010年:12.5%、2020年:20%に設定 ②優先買取、優先託送、迅速な支払いの義務づけ ③広範な再生可能エネルギー種を挙げ、取り組みを促進 ④エネルギー源、発電条件毎にきめ細かな買取価格の ⑤送電網拡充の費用負担に関する規定 ⑥電力多消費型企業の軽減措置の明確化
2005年	ドイツ・エネルギー経済法改正 第2次指令の実行。規制は審決権を持つポスト・テレコム規制当局が担当。州にも設置。送電とその他の部門を別会社とし、組織・人員・情報利用・請求書等を分離	
2007年	発電設備の接続に関する政令 大型発電設備の無差別な接続を促進、コージェネおよび再生可能エネルギー発電の接続に関する特別規定。	
2009年	EU 第3次指針(送電網の整備)最適地発電	
2010年 9月		原子力発電所稼働期間延長(約12年間。原子力燃料税・気候基金導入計画) エネルギーコンセプト策定(電力、熱、交通。2050年までのCO2削減・再生可能エネルギー拡大目標)
2011年 3月 6月		脱原発再決定 (古い原発7基+1の即時停止、2022年までの段階的脱原発) エネルギー対策パッケージ (法律6、政令1) ①再生可能エネルギー法(EEG)改正(立地、市場販売) ②送電網拡充(建設、認可手続き)、スマートグリッド等 ③省エネ・エネルギー効率(住宅、公共調達、規格基準) ④エネルギー・気候基金(研究開発、多消費産業支援) ⑤従来型発電所の建設促進(ガス・石炭。分散、変動補 ※住宅省エネ、最終貯蔵施設はさらに検討
2012年 1月		マーケットプレミアム制導入 (固定価格による買い取り以外に、取引所での販売に対して報奨金を支給)